

(4面から続く)

払える範囲で十分な医療が受けられるようすべきである。

よつて本市議会は、政府に対し二〇〇八年四月から始まる

「後期高齢者医療制度」の見直しを求めるものである。

### 生活保護基準の見直しに反対する意見書

厚生労働省は、来年度の予算編成に向け生活保護の基準を低所得世帯の消費水準とのバランスによる方法にしようとしている。地域ごとに「級地制度」や「勤労控除」も見直すところである。現在、最低生活費は一般勤労世帯の七割程度の水準しかない。

政府は「骨太方針二〇〇六」で①生活扶助基準の見直し、

②母子加算の廃止、③級地の見直し、④持家を担保にするリバースモーゲージ制度の導入の四つの検討課題を掲げ、二〇〇七年度には母子加算の縮小・廃止とリバースモーゲージの導入を強行し、今回残された基準そのものの見直しに着手した。この上、基準を引き下げれば生活保護世帯の生存権は奪われかねない。

今、働いても生活保護基準以下の収入しか得られないワーキングプア世帯は四百五十万世帯とも六百万世帯とも言われており、生活保護世帯の五倍以上に及んでいる。こうした世帯たちを制度から締め出すことになる。低所得者のセーフティネットに大きな穴を開ける基準の見直しは絶対に許されない。そもそも「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(憲法第二十五条)は国が保障するもので、基準引き下げは保護

法第二十五条)は国が保障するもので、基準引き下げは保護世帯だけではなく国民生活全体を引き下げるものであり、影響によって本市議会は、生活保護基準の見直しに反対するものである。

### 民法七百七十二条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

民法七百七十二条第二項は「婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懷胎したものと推定する」と、「嫡出推定」の規定を定めています。この規定は、もともとは法律上の父親をはつきりさせて子どもの身分を早期に安定させるためのものでした。しかし、制定から百年以上たった今、離婚・再婚をめぐる社会情勢の変化などもあり、時代に合わなくなっています。

例えば、この規定があるために、実際には新しい夫との間にできた子どもであっても、離婚後三百日以内の出生であれば、前夫の子と推定され、出生届を提出すると前夫の戸籍に入ることになってしまいます。そのため、事実と異なる者が父親とされることを嫌って、出生届を出さず、無戸籍となつている方がいます。

### メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

外傷や脳卒中、急性心筋梗塞等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数(平成十八年)は、五百一十三万件余りです。

そうした方々の救急のため、法務省は本年五月に通達を出し、離婚後妊娠の場合に限り、医師の証明を添付することで現在の夫の子として出生届を認める特例救済措置が実施されています。

しかし、この特例で救済されるのは全体の一割程度で、圧倒的に多いのは対象外となつてある離婚前妊娠のケースです。

よつて政府におかれでは、慎重に検討しつつも、子どもの人権を守るために、離婚前妊娠であつても社会通念上やむを得ないと考えられるものについては現在の夫の子として出生届を認めるなど、嫡出推定の救済対象を拡大するよう、強く求めます。

### 取り調べの可視化の実現を求める意見書

国民から無作為に選ばれた「裁判員」が、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官とともに犯罪を裁く裁判員制度が二〇〇九年五月までに施行予定です。同制度では、法律の専門家ではない国民が裁判に参加し、国民の感覚が裁判の内容に反映されるようになること、そして、それによつて、国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待され

しかし、実際の裁判では供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、ひとたび裁判員となつた場合には、そうしたことに対する判断も求められることは必然で、法律家でない国民にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになります。

裁判員制度導人があたつて、検察官では現在、東京地検をはじめ各地の地検で「取り調べの可視化」を試行しています。

「取り調べの可視化」とは、捜査の結果、犯罪を行つたと疑われる被疑者に対して警察や検察が行う取り調べの全過程を

録画・録音することで、可視化が実現すると、免罪の原因となる密室での違法・不当な取り調べによる免罪の強要が防止できるとともに、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には取り調べの録画・録音テープが証拠となります。

取り調べの可視化は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として、裁判員制度導入にとつて不可欠な取り組みの一つといえます。もちろん冤罪事件を防ぐこともあります。

よつて政府におかれでは、二〇〇九年五月の裁判員制度実施までに、取り調べ過程の可視化を実現するよう強く要望します。

に上ります。この救急・救助の主体的役割を担う人材が救急医及び救急救命士等であり、一刻を争う救命処置とともに高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急措置の質の向上を協議するメディカルコントロール(MC)体制の充実、特に医師による直接の指示・助言(オンラインMC)体制の整備が求められています。

しかし、都道府県の下、各地域に設置されているメディカ

ルコントロール協議会では、救急救命士等が実施する応急手

当・救急救命処置や搬送手段の選定等について、①医師の指

示・助言②事後検証③教育体制の整備等の手順及び活動基準

のマニュアル化が十分なされていないことから、早急に住民

の目線からMC体制づくりを推進すべきであります。

本年五月に都道府県MC協議会を統括する「全国メディカ

ルコントロール協議会連絡会」が発足しました。国として各

地域の現場の声を集約する環境が整つたことから、地域のMCにおける課題や先進事例等について、しっかりと意見交換

をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきであります。このような対応を進めることに

より、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速、的確な救急搬送が行われるようMC体制

の充実を図るべきであります。

以上のことから、次の項目について国は早急に実施するよ

う、強く要望致します。

### 一 全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること

裁判員制度導人があたつて、検察官では現在、東京地検をはじめ各地の地検で「取り調べの可視化」を試行しています。

「取り調べの可視化」とは、捜査の結果、犯罪を行つたと疑

れる被疑者に対して警察や検察が行う取り調べの全過程を

録画・録音することで、可視化が実現すると、免罪の原因と

なる密室での違法・不当な取り調べによる免罪の強要が防止

できるとともに、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性

が争われた場合には取り調べの録画・録音テープが証拠とな

ります。

裁判員制度導人があたつて、検察官では現在、東京地検を

はじめ各地の地検で「取り調べの可視化」を試行しています。

「取り調べの可視化」とは、捜査の結果、犯罪を行つたと疑

れる被疑者に対して警察や検察が行う取り調べの全過程を

録画・録音することで、可視化が実現すると、免罪の原因と

なる密室での違法・不当な取り調べによる免罪の強要が防止

できるとともに、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性

が争われた場合には取り調べの録画・録音テープが証拠とな

ります。

### 四 救急救命士の病院実習や再教育の充実・強化を図ること

平成十八年一月十七日、住宅防音工事対象区域見直しの告示がされ、拡大した地域においては、約十萬九千世帯が新たに対象となりました。

一方、これまで区域に含まれながら助成の対象外となつて

いた昭和六十一年九月十日の告示以後の転入世帯については、

「今回の第一種区域の見直しにあわせて見直した第一種区域において、当面は見直し後の八十五W以上の区域内で、昭和

六十一年九月十一日以降平成三年九月十日までに建設された

住宅を対象として、告示後住宅に対する防音工事を実施する。」

今回の告示によつて、告示後住宅は新たに約三万六千世帯

が対象となりましたが、告示後住宅として担保されたのは、ほんの一部にすぎないのであります。過去四回の告示によつて生じたドーナツ現象を解消すべく、平成八年から告示後住宅の防音工事が「特定防音工事」なるメニューで、八十五W地域から順次八十W地域、七十五W地域へと進めてまいりました。

すなわち、告示後住宅は、八十五W、八十W、七十五W地域すべてにおいて容認・実施された前例があるのであります。

しかし、今回の告示によつて発生した告示後住宅について

は、八十五W地域の一部の年次までしか認めていないのが実情です。財政上の問題と告示後住宅として住宅防音工事を受ける権利を認めるか否かは別問題です。

受忍限度を超える騒音の被害者であることに関わりないの

で、まずは認めることにより憲法第二十五条で保障されてい

る生存権を確約することが国の義務です。現状はそのことを

認めないので、担保すべきと考えます。

この問題に関して、国は「拡大地域の対象住宅は、『防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律』に基づき法的予

算措置ができるが、告示後住宅はその法律外の住宅であるた

め法的予算措置ができないため予算化が少ない。」と答弁して

います。問題は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第四条で「国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する防衛施設周辺区域に当該指定の際、現に所在する住宅について、その所有者または当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がある場合に、その障害を防止し、または軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。」と規定しています。この「防衛施設長官が指定する」とは、その所有者または当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、または軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

その所有者または当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、または軽減するため必要な工事を

行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

行うときは、その工事に関し助成の措置を採